

保育料及び給食費の徴収の誤りについて

区立保育園等の保育料及び給食費のコンビニ納付分の一部が、納付済として区のシステムに登録されていなかったことにより、39名の方に誤って保育料及び給食費の催告書を令和5年6月30日に発送し、そのうち8名の方が二重払いとなったことが判明しました。

区は、再発防止に向け原因の究明と対策を講じ、事務処理を厳正に期すことを徹底し、区民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

1 経緯

令和5年7月5日（水曜）午前8時30分に、保護者より「納付済の給食費に関する催告書が届いた。」と連絡がありました。確認したところ、令和4年12月2日から12月10日までの間のコンビニ収納データが、職員の作業もれにより、納付済として登録できていなかったことが判明しました。

また、翌日の7月6日（木曜）午前11時05分に、別の保護者より「納付済の保育料に関する催告書が届いた。」との連絡がありました。確認したところ、令和5年3月1日から3月5日までの間のコンビニ収納データが、システムの不具合により納付済みとしての登録がされていなかったことが判明しました。

2 本件に対する対応

区は、誤って催告書を発行してしまった対象の保護者全員に速やかに連絡し、お詫びするとともに説明を行いました。二重払いとなった方への返還方法等の案内については、保護者の意向に十分配慮し、適切かつ丁寧に対応してまいります。

3 返還金額

8件 合計272,400円

4 再発防止策

今後は、収納データを取り込んだ一覧表を基に誤りがないかを必ず複数人で確認し、納付書等を含む催告書を誤って発送することがないように、対策を講じてまいります。

なお、システムの改修によって同様の事象（不具合）は解消されています。

区は、二度とこのようなことが発生しないよう、慎重に事務処理を行い、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。